



横芝光町告示第44号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、横芝光町財務規則（平成18年横芝光町規則第49号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記のことを指定納付受託者に指定したので、同規則第50条の2第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

横芝光町長 佐藤 晴彦



1 指定納付受託者の氏名又は名称及び住所

ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社

東京都港区海岸1丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
株式会社千葉銀行

千葉県千葉市中央区千葉港1-2

ちばぎんカード株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1

株式会社トラストバンク

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

PayPay株式会社

東京都千代田区紀尾井町1-3

株式会社DGフィナンシャルテクノロジー

東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号 デジタルゲートビル10階

楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉川1丁目14番1号

株式会社JALUX

東京都港区港南1丁目2番70号 品川シーズンテラス12階

2 指定納付受託者の指定をした日

令和6年4月1日

3 指定納付受託者に納付させる歳入の内容

ふるさと納税ポータルサイトを利用して納付される横芝光町への寄附金

4 指定納付受託者に納付させる期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで